

朱熹の「諭俗文」

名古屋大学東洋史研究報告 四十七号 二〇一三年三月発行

小林義廣

著書を公表している⁽¹⁾。

このように、朱熹は、同時代の思想家の葉適・陳亮・陸九淵・呂祖謙らと同様に、今日的な意味での思想家であっただけでなく、士大夫の当然の在り方として、為政者の側面を有していた訳であり、その両面を切り離して捉えるのは当時の実像とは径庭を生じるであろう。その両者を結びつけて、朱熹の思想の中核を為す「格物」説を実践に移した姿を探求したものととして、友枝龍太郎氏の著作がある。ここでは具体的に社会の創設や地方官としての在り方を取り上げて、この課題を説明しようとしている⁽²⁾。友枝氏は、朱熹の実践の姿として、小論が対象とする、地方官として教化を目的として、管下の民衆に布告した「諭俗文」も取り上げている（氏自身は「諭俗」ではなく、「勸諭」という言葉を使用）。また、木村英

はじめに

朱熹（一一三〇～一二〇〇）は、言うまでもなく、前近代後期の東アジア世界に多大な影響を及ぼした思想家であり、その思想体系や思想的影響を探求した研究は、大陸中国・台湾・日本・欧米を通じて歴大な蓄積がある。その一方で、朱熹は、士大夫の十全な在り方として、当然ながら官僚でもあって、紹興一八年（一一四八）に科挙に及第して以来（後述するように、朱熹の場合、科挙及第だけでは官職に就けなかったが）、死去する前年の慶元五年（一一九九）まで半世紀に亘って官僚社会に身を置いていた。衣川強氏は、こうした官僚としての朱熹の側面に着目して、その事迹を辿った論考や

一氏は、朱熹の社会理念像あるいは規範像（氏は、ドイツ語の「ジッテ [Güte]」と表現）を、彼が実際の社会に如何に浸透させようとしたのかという関心に立って、その地方官として、民衆の勸農・教化に向けて発布した「勸農文」や「論俗文」を取り上げている。^③更に、清水盛光氏や高橋進氏は、郷村社会の教化という側面から、朱熹だけではなく、真徳秀を始めとした道学派に連なる士大夫の実践を系統的に捉えようとした研究を公刊している。^④とはいえ、これらの「論俗文」を取り上げた論著は、私が以前に「論俗文」を扱った文章でも指摘したけれども、^⑤「論俗文」を国家による教化策の一例として取り上げているにすぎず、「論俗文」それ自体に即した、独自の論理と意味はあまり追究されてはいない。小論も、こうした問題意識の延長線上に位置する。

ところで、「論俗文」は、その嚆矢と目される北宋の陳襄（一〇一七―一〇八〇）の「勸諭文」を初めとして、その作者の多くは、いわゆる道学派に近かったり、その系統に連なる士大夫・士人であった。要するに、「論俗文」は、北宋中期以降、南宋に入って盛行するけれども、南宋時期の「論俗文」には、黄榦や真徳秀らのように、道学派の人士が多く関わっていたのである。そして、呂大鈞（一〇三一―一〇八二）の

「呂氏郷約」が、朱熹の手を経て「増損呂氏郷約」となって、朱子学の官学化に伴って有名になったと同じように、陳襄の「勸諭文」も朱熹の推奨を受けて、「論俗文」の範型として知られるようになったと思われる。^⑥小論において、朱熹が陳襄に触発されながらも、彼が自身の「論俗文」を何故に作成したかを取り上げるのは、朱熹が後世に対する「論俗文」の伝播の、転轍機となったと思われることに着目するからである。小論は、とくに朱熹が如何なる時代背景の下に彼の「論俗文」を作成したかに重点を置いた考察を試みようと思う。

一 朱熹の「論俗文」公布 ——南康軍と漳州の知事時代

朱熹は、紹興一八年（一一四八）に科挙に及第したけれども、成績は第五甲第九〇人（全体の席次では、合格者三三〇人中の二七八番目）と極めて低かった。そのために、そのままだでは官職に就けず、官僚任用試験ともいべき銓試を受けねばならず、紹興二十一年（一一五一）の銓試に合格して、晴れて官僚任用資格を獲得した。^⑦その後、銓試合格年から数えても、約半世紀に亘って官僚資格を有していたけれども、実職

に就いたのは、中央・地方を合算しても九年間ほどでしかない。それは、多分に朱熹の性格に起因しており、そのことは、楊万里の「淳熙薦士録」から推測できる。「淳熙薦士録」は、楊万里が淳熙一二年（一一八五）に、丞相の王淮の求めに応じて六〇名の人士を推薦したもので、朱熹はその筆頭に挙げられている。楊万里は、その推薦理由の中で彼の学才を認める一方で、狷介な性格だから、実職よりも儒学官が相応しいと述べている。⁽⁸⁾ 朱熹は、いかにも、学者先生にありがちの、プライドが無闇に高く、理屈を捏ねては、あちこちと衝突したと、少なくとも第三者の目に映っていたと想像できる。そのためもあってか、折角、紹熙五年（一一九四）、中央に出て、即位したばかりの寧宗の侍講を勤めるといふ榮譽を与えられながらも、足かけ二か月で罷免されて中央を去った。こうして、朱熹は、官僚生活の大部分を、職祿だけを受領して実職に就かない祠祿官と称する、道観・嶽廟などの長官を歴任したのであった。その長い祠祿官の期間、朱熹は主に福建省北部の建寧府建陽県に腰を据えて研鑽に励み、次第に朱子学の体系を打ち立てていった。住まいの近辺には、商業出版で有名な麻沙鎮があつて、そこは自分の研究成果を出版という形で広く世に問う都合の良い場所であつた。⁽⁹⁾ 祠祿官生活が、朱

熹の学問の樹立に大きな貢献をしたともいえよう。

ともあれ、このように、「論俗文」を管下の民衆に向けて公布した、南康軍（江西省星子県）知事の九二年と漳州（福建省漳州市）知事の一年は、紹興二十三年（一一五三）に最初に就いた、福建泉州同安県の主簿（官物の出納を扱う）の四年三か月、更には提挙浙東路茶塩公事の九か月、潭州（湖南省長沙市）知事の三か月とともに、彼にとつて極めて貴重な地方実務の経験だったといえよう。ただし、淳熙八年一二月から翌年八月までに在任した、提挙浙東路茶塩公事は路の財務を統轄する職務であつて、地方官ではあるものの、州県の民衆とは直接には対峙しておらず、小論の考察範囲からは除外される。なお、朱熹の事迹は、各種の年譜を参照して確認できるけれども、現在のところ、一番に詳細で的確な年譜は、東景南『朱熹年譜長編』（華東師範大学出版社、二〇〇一年）であり、その「叙」によると、歴代の朱熹年譜は五七種が存在し、その多くは朱熹の弟子の李方子が作成した『紫陽年譜』（紫陽は朱熹の別号）の系統に係るといふ。宋人の代表的な年譜を収録する『宋人年譜叢刊』（四川大学出版社、二〇〇三年）は、その第九巻に李方子の『紫陽年譜』（原本ではなく復元本）と、それを節略した元・都璋『宋太師徽国文公朱先生

年譜節略』(この『年譜節略』の序には、朱熹の年譜を六〇種近いと記述)を所載する。一方、台湾商務印書館の新編中国名人年譜集成には、朱熹年譜として良く知られてきた、清・王懋竑(ほう)の『朱子年譜』を収めている。いずれも、東景南氏以前の代表的な朱熹の年譜であり、小論において、適宜参照する。また、朱熹の詩文を収めた『晦菴先生朱文公文集』は、その詩文作成の年次の多くが辿れない。その意味で、近年、文集各篇の編年を全て網羅した郭齊・尹波(編注)『朱熹文集編年評注』(福建人民出版社、二〇一九年)は極めて有用であった、この『編年評注』が東景南氏の紀年と異なるときは、各篇の末尾に載る「編年」に、その旨と理由が記されている。¹⁰⁾

(一) 南康軍知事時代

南康軍は、南宋・王象之『輿地紀勝』に拠ると、長江中流域、現在の江西省の北端にある鄱陽湖を挟んで(宋代、南康軍は江西路ではなく、江東路に所属)、西側に建昌県、東側に都昌県、北側に星子県という三県からなる狭小な府州級の行政区画であって、軍の治所は星子県に置かれている。鄱陽湖は軍事上や水運上、重要な地点に位置していて、太宗の太平興国七年(九八二)に星子県を治所とする南康軍が設置され

たのであった。とはいえ、当地は戦略的には重要だが土地が痩せて経済的には厳しい場所であった。¹¹⁾

朱熹は、淳熙五年(一一七八)八月、南康軍知事に任命されたけれども、あれこれ理由を付けたり、祠祿官を求めたりして、ようやく着任したのは、翌、淳熙六年三月三〇日になってからであった。ときに知命の五〇歳。それから淳熙八年(一一八二)閏三月二十七日に離任するまで、精力的に知事の職務を果たした。

着任した翌月の四月に、早速、「知南康榜文」「又牒」という一続きの布告文を公布した(『晦菴先生朱文公文集』巻九¹²⁾)。「知南康榜文」の冒頭部分には、着任の初めにあたって、天子が自分に対して民衆を委ねた気持ちに沿って、単に収税の義務を果たすだけでなく、民衆に対する教化を施す意図を明確に告げ、更には少しでも民衆の労力を減らすようにしたいと語り、布告の目的を闡明に表明している(「到任之初、伏自惟念聖天子所以搜揚幽隱・付畀民社之意、固將使之宣命教化、寬恤民力、非徒責以簿書期会之最而已。顧雖不能、其敢不勉」。その「知南康榜文」の、布告の内容は三点である。第一は、本軍は土地が痩せ居民が少ないのに、租税も職役も重いという当地に対する基本的な現状認識を示し、その

認識の上に立って、管下の士人・僧道（仏僧と道士）・父老らに対して、どのようにしたら、それらの負担を軽減し、戸口を増やせるのか、その原因と解決策を問うている。第二は、元々、本軍は累世同居や節婦を輩出し、太宗に旌表されるほどの淳俗な気風であったのに、現在はそれが失われているので、定期的に士民や父老が集会を開いて、子弟を警戒し、目上を尊敬し、親族や隣人同士が仲良くするようにさせたいと述べる。第三は、近年、士風が衰退し、学校も頽廢し、科挙受験者も少ないので、それを改善するため、学校費用を増額して、学問をする気風を振興したいという願望を伝えている。「又牒」は、布告の内容を一〇点に分けているが、一〇の項目を通して、当地の官僚や士人に対して、当地が輩出したたり、当地に任官・寄居した歴代名人の祠宇の修築状況や、累世同居の洪氏一族の旌表門閭の修築がなされているかどうかを問い、更には南唐に起源をもつ白鹿洞書院の屋宇の、現今の状態を尋ねる内容となっている。とりわけ、道学者の朱熹らしいのは、当地に在任した周敦頤の祠堂の有無を訊いている点である。そして、実際にそれを創建し、併せて程顥・程頤を祭祀している（各種年譜を参照）。要するに、二つの布告文は、一続きのものであるけれども、管下の民衆教化という意

味、すなわち論俗という意味では、三つの布告項目を示した後に、「管下の士民父老らに曉諭す（曉諭管下士民父老等）」とあるように、「知南康榜文」がそれにあたり、「又牒」は、榜文の第二点を詳細に補足したものといえよう。これら二つの布告文と関連して、朱熹文集の同巻には、続いて白鹿洞書院の再建を慫慂する「白鹿洞牒」（淳熙六年一〇月）や、『孝経』庶人章を引用しながら、民衆は一生懸命に働き、仏教の念仏を唱える無駄な行いよりは、それに代わって『孝経』庶人章の「五句」（「用天之道、因『孝経』は「分」に作る）地之利、謹身節用、以養父母、此庶人之孝也」）を唱えるべきだと説いた「示俗」が載っている¹³。「示俗」（淳熙六年夏）は、『孝経』庶人章の各語句の後に、その意味を夾注を使って敷衍して教示して、その内容を端的に示して説いているように、管下の民衆を勸諭・教化しようとする、まさに「論俗文」ともいうべきものである。そして、最後に、この『孝経』庶人章は、孔子の民衆に対する教えの精髓であって、それを遵守して日常を送り、決して仏教の、念仏を唱えて無駄な時間や費用を費やしてはならぬと纏めている。要するに、仏教に代わって、儒教の興隆を意図する内容を強調している。「示俗」の後に載る「曉諭兄弟争財産事」（淳熙六年八月）は、管下の

具体的な財産争いを示して、そうした騒動が如何に教化を阻害しているかを教え諭す内容となっていて（「更有似此棄違礼法・傷害風教之人」、特定の項目を見定めた論俗文と言つてよいかも知れない。

民衆を勸諭・教化しようとする意識は、無論、農業振興を目的とした二つの「勸農文」にも表出している⁽¹⁴⁾。この二つは文集巻九九に連続して載っているが、最初の淳熙六年（一一二二）に公布された「勸農文」は、朱熹自身が長年に互つて農村暮らしをして、農業を熟知している（「当職久处田间、習知穡事」と豪語するだけあって、瘦せ地の多い南康軍の土地柄に沿つた事細かな農作業の手順を指示した後、各家の指導的立場の父兄は、子弟に対して、本業に勤しみ、父母を養育し、農業を妨げる賭博や飲酒などに注意するように目配りを加えることを（「父兄教誨子弟、子弟遵承教誨、務敦本業、耕耘收斂、以養父母、母或惰遊賭博喫酒、妨廢農桑」）懇切丁寧に勧諭している。次の淳熙七年二月に布告された「勸農文」は、多少、当地の状況にあわせて、具体的な農業振興に言及するけれども、大部分は農業の大切さを専ら説く訓誡に近い内容となっており、農業を阻害する生活態度には深く立ち入っていない。そもそも、「勸農文」は、毎年、耕作の始まる二月に管

下の父老を集めて公布されるものなので、この場合も、公布の時期を考慮すれば、政府の規定に合わせて幾分は抽象的になったのかも知れない。

東景南『朱熹年譜長編』に拠ると（上巻、六七三頁）、淳熙七年七月に、南康軍は大干魃に襲われ、朱熹は、その救済のために施策（荒政）を次々と打っている。それらの施策を示す文章は文集巻九九に載っており、その他、陂塘はとうの護岸工事、他郷に流れた当軍の住民の帰還を懲漣はとするなどの、知事としての精力的な仕事を窺わせる文章も同巻に載っている。しかし、それらは小論の教化を目的とした「論俗文」の主旨には直接には関わらないので、これ以上の言及を避ける。

（二）漳州知事時代

漳州は、福建路の最南部に位置する。『輿地紀勝』に拠ると、治所は沿岸近くの龍溪県に置かれ、他に長泰・龍巖・漳浦の三県と併せて四県からなり、州のランクとしては下州に属する。太宗の太平興国二年（九七七）に陳洪進がその支配地の泉州と漳州を納地してから宋朝の領土となった（卷一三一、福建路漳州「州沿革」）。

この漳州の知事に、朱熹は淳熙一六年（一一八九）十一月に

任命された。今回は、少しの辞退だけで、あまり文句も言わずに、年が明けて、六一歳となった紹熙元年（一一九〇）四月二四日に着任した。だが、翌、紹熙二年一月二四日に長男の朱塾が婺州（浙江省金華市）で亡くなると（享年、三九）、その服喪と葬儀を理由にして、四月二九日に離任し、五月二四日に建寧府建陽県の仮住まいに帰着した。このように、漳州知事在任は一年ほどであったが、その間、精力的に施策を実施していった。このときに、公布された文章は、文集巻一〇〇に載っている。既出の『朱熹年譜長編』や『朱熹文集編年評注』によると、着任して早々に、矢継ぎ早に管下の州県に文章を公布している。着任した四月二四日には州や管下諸県の官吏に対して、それぞれの職務に応じて尽力し、政務を胥吏任せにはせず、賄賂を求めないようにと要請する文章を（「州県官牒」、次いで、五月には、訴訟沙汰（詞訟）を戒める榜文（「漳州曉諭詞訟榜」、六月には、礼制に基づく服喪期間と服喪用の衣服の推奨や、服喪中の飲酒、食肉、房事を禁止する文章を發布している（「曉諭居喪持服遵礼律事」）。小論が取り上げる論俗文に関わる文章は、八月に入って降された三つの榜文である。一つは、仏教が盛んな福建を象徴しており、違法な私設の寺院（道観も含む）に居住する、とりわけ尼

僧（女道）は還俗して、いち早く、配偶者を探すことを求める榜文である（「勸女道還俗榜」）。榜文中の、年若く容貌の衰えない中に結婚すべきだといった言辞は、現代日本だったら、間違いないく、問題発言として糾弾されるかも知れない。二つ目は、北宋の陳襄が皇祐年間（一〇四九―一〇五三）に台州仙居県（浙江省仙居県）の知事時代に管下の民衆に向けて降した「勸諭文」を、「論俗文」の模範として、朱熹自身の論評を付して公布した文章である（「揭示古靈先生勸諭文」）。この「勸諭文」に関して、朱熹は、楊道夫という福建浦城県出身の弟子との遣り取りで、道夫が陳襄の論俗文は極めて整って平易だという感想を述べたのに対して、それには多くのことが説き尽くされ、陳襄の胸の内が十分に吐露されていると高く評価している¹⁷。この榜文では、陳襄の「勸諭文」の文章の後に、朱熹自身がこの「勸諭文」内容を要約して、それを掲載している。要するに、「孝順父母、恭敬長上、和睦宗姻、周卹鄰里」と纏め、更に、その上に立って、博打や訴訟事などの悪いことをせずに、「王法」を恐れ慎み、一生懸命に農業に励むようにというのである。そして、最後に、良い行いは褒め称えて旌表を実施し、悪い行いには相応の処罰を施すので、心して遵守せよと締めくくっている。このように、朱熹

は、その論評も含めて、陳襄の「勸諭文」を布告したけれども、その内容を見ると、彼が南康軍知事時代に『孝経』庶人章を公布した（「示俗」）と似通った告諭だったといえよう。

この「揭示古靈先生勸諭文」を受けたのだらう、朱熹に私淑していた真徳秀（一一七八―一二三五）が潭州（湖南省長沙市）の知事時代に属官に向けて諭告した文章に、民衆の教化に尽くした嚆矢として、陳襄の「勸諭文」を挙げている。かくして、その「勸諭文」は、「諭俗文」の模範として定着していったと思われる。¹⁸ 朱熹の役割は大きいといえよう。

三つ目は、朱熹自身の一〇項目からなる「勸諭榜」である。文集では、陳襄の「勸諭文」の直ぐ後に載っていて、南康軍知事時代のものと比較すると、諭俗の内容が具体的にきめ細かい。とはいえ、ほとんどの項目は、宋代に発布された、どの「諭俗文」にも見られる、悪いことせず、一生懸命に働き、父母を養い、兄弟・親族・近隣と仲良く付き合い、仕官の家や金持ちが勢威を笠に着一般民衆を欺いたり抑圧したりしないようにという内容である。漳州の状況を反映している内容は、七・八・九・一〇番目の項目である。その中で、七・八・九番目には、死者が出た場合、長く家や寺院に柩を留めず、一月を目処に、各家の財政事情にあった葬儀を行い、祭

礼は仏教式を用いないように要請し、それと関連して私設の僧庵の建設と、仏教的な拝礼や伝道を名目とする集会をしないうように求めている。これは、上述のように、福建という仏教の盛んな地域の特性に応じた告諭となっている。また、最後の第一〇番目は「禍を払い幸福を祈る（禳災祈福）」を名目として、その資金を集めて、俳優を招いて人形劇を催したり、山車を練り歩く行為を禁止している。この風習は、朱熹の漳州時代に弟子となった、当地出身の陳淳（一一五九―一二二三）が当地に赴任してきた官僚に宛てた書簡に詳しく論じており、まさに漳州独特の気風を朱熹も目の当たりにして、その禁止を勧告したと思われる。¹⁹

「諭俗文」としては、同年に漳州の奥地に位置する龍巖県だけを対象としたものが発布されている（「龍巖県勸諭榜」）。この「勸諭榜」は、発布の月日は不明ながら、『朱熹文集編年評注』は、文章の出だしに、「当職恭しく勅命を奉じて、此の邦に来たりて守たり（当職恭奉勅命、来守此邦）」とあるのを根拠として、それは着任して早々の言葉なので、いづれにせよ紹熙元年だろうと推定している（第十一冊四六四五頁の〔編年〕）。なぜ、漳州全体に向けた「諭俗文」があるにも拘わらず、龍巖県という特定の県に向けた「勸諭榜」を発布

したかは、この榜文をみると納得される。当地は、漳州全体が沿岸にある州の中でも奥地にあつて、海から得られる利益〔「魚塩之利」〕がなく、そのため民衆の生活は苦しく、州府の中心地からも遠くて教化が行われない上に、「吏人」が勝手に収奪を行うので、民衆の気持ち荒んで、ややもすると官吏〔「官司」〕を蔑ろにして、強者が弱者を虐め、乱暴を働くというのである。そこで、漳州知事の私〔「当職」〕は民衆に直接接触する「父母の官」として、官吏を取り締まり、教化を闡明にして法令を遵守させたい〔「約束官吏、務宣教化、恪守条法」〕というのである。こうした本県の状況と、それに対する基本姿勢を示した後、纏めとして、今後、県下の民衆は本業に務めて、盗み、飲酒、賭博をせず、騒乱や無駄な訴訟沙汰などを起こさず、剽悍な気風を一変させて、「礼義之郷」となるようにせよと告諭している。告諭の最後の部分は、朱熹だけではなく、いずれの「論俗文」にも共通する内容であるけれども、その告諭の前提となる当地の気風の叙述からは、朱熹の当地に対する深い認識が窺われて興味深い。

文集の、「龍巖県勸諭榜」の直前には、漳州知事として公布した「勸農文」が載っている。その年月に関して、四部叢刊本など多くの版本は、この「勸農文」の最後に、紹熙三年

二月という日付を入れている。しかし、『朱熹文集編年評注』の当該箇所「校記」には、朱熹は紹熙二年四月に離任するので、この日付は「二年二月」とすべきだろうとしており、小論もそれに従う（第十一冊四六四三頁、「校記」の（五））。勸農の項目は一〇項目に互っており、その大部分は農作業を円滑に行ったり、養蚕を勧めたりという農業に直接に関わる内容である。第七番目に象によって作物を踏まれたり食べられたりする被害を防止するために、象の殺害を認めている点は、当地の特色を示すものとして関心をそそる。最後の第一〇番目には、南康軍のときと同じく、農業を阻害する農民の生活態度に言辞が及ぶ。南康軍との場合と異なるのは、そうした真面目な生活態度を推奨した後、学問の素質が認められる子孫には、読書をさせて、延いては門戸に榮譽をもたらすようにせよと懲漚し〔「子孫或有美質、即遣上学讀書、学道修身、興起門戸」〕、この「勸農文」が論俗と勸学とを含めた勸諭となつている点は着目に値しよう。²⁰その他、正確な課税の基となる土地測量を意味する経界法の実施を迫ったりなどの施策はあるが〔「晝示経界差甲頭榜」〕、小論の主旨からは外れるので、それらには触れない。

漳州の知事後、朱熹は、地方官としては、紹熙五年（一

一九四）五月四日に潭州（湖南省長沙市）知事として着任し、同年八月六日に離任している。その三か月の在任中に、嶽麓書院の復興や潭州城の修築などを実行し、多方面に互る施政方針や禁止事項を網羅した「約束榜」を公布した。「約束榜」は文集卷一〇〇に載っているが（『朱熹文集編年評注』第十一冊四六四頁は紹熙五年七月とする）、在任が短期間であったこともあって、嶽麓書院の復旧を別にすれば、それらの施策などが充分に実施されたかどうかは良くは分からない。ただ、『宋史』の本伝は、学校を興し、教化を明示し、四方から学者たちが潭州を目指してやって来たとは好意的に記している（「所至興学校、明教化、四方学者畢至」）。

二 朱熹「諭俗文」の背景

（一）朱熹の政治的主張と「諭俗文」

それでは、朱熹が布告した「諭俗文」は、彼の政治的主張や信念に、どのように裏打ちされているのだろうか。ここでは、それに関して彼が上奏文など、公に表明した文章から探ってみよう。それに加えて、それらの政治的主張を、朱熹が主に活躍した孝宗朝の政治的状况に照らし合わせて検討して

みよう。

孝宗は、高宗からの内禪を受けて、紹興三二年（壬午、一六二）六月丙子（十一日）、皇帝に即位し、同月甲申（一九日）には朝政の問題点を上奏せよという詔勅を出した。²¹ 朱熹は、それを受けて八月七日に彼の見解を提出した。それが「壬午応詔封事」である。²² 朱熹は、このとき官僚の資格を有した紹興二十一年から数えて十一年を経ており、年齢も三三歳になっていた。上奏文は長文であるけれども、論点は三つに纏められる。その要点は『宋史』卷四二九の本伝、『朱熹年譜長編』（巻上、一八二・二八三頁）などにも載っている。第一は、帝王の在り方として、格物致知に基づいて道理を獲得するようにし、決して文辞や、道家と仏教の書物に留意してはならない。第二は、不倶戴天の敵である金との講和を破毀し、綱紀を肅正し、賢者を登用して富国強兵を図り、北宋の領土を回復すべきである。第三は、民政の安定には守令を慎重に選ぶべきだというものである。『朱熹年譜長編』は、それら三点を、「儒学」「反対和議」「任賢修政」と纏めている。この三つの論点のうち、「諭俗文」に関わるのは、第三点であり、その主張を少し丁寧で紹介しよう。朱熹は主張する。民衆の喜びや悲しみ（休戚）は、守令（州府の知事と県の

知事)の良し悪しにかかっている。その良し悪しを判断するのは、各路の監察を司る監司(転運司・提点刑獄司など)であり、その監司を統轄するのは朝廷であって、したがって朝廷が民衆の生殺与奪の根本を握っている。しかし、現在は監司も中央の宰執も腐敗していて私情に走っている。陛下はその状況の実態を知って改革を実施すべきである、と。『宋史』の本伝などは、ここまでしか内容紹介をしていないけれども、「壬午応詔封事」の原文をみると、そうした地方政治の要である守令を重視する理由として、当時の政治社会情勢に言及している。朱熹によると、あちこちで旱害や蝗害が発生し、民衆は食糧に不足をきたしており、そのために賦役を緩やかにし、賑給の備えをし、流通を整え、盜賊を出さない計画をたてるべきで、それには適切な人材を守令に充てる必要がある、全ての根本である朝廷がしっかりせねばならぬというのである(「況今旱蝗四起、民食将乏、凶所以寛賦役・備賑贍・業流逋・銷盜賊之計、尤在於守令之得其人、而本原之地則又有在」)。朱熹の提案は、こうした民衆が直面する自然災害を初めとした困難な状況を踏まえており、その点は前節で紹介した、南康軍と漳州の「諭俗文」と通底する認識だといえよう。

朱熹の文集をみると、「壬午応詔封事」を含む卷十一以後、卷一四までの間に、折りに触れて意見具申した上奏文が載っているが、「諭俗文」との関わりでいえば、卷一四所載の「戊申延和奏劄(一〇五)」に触れねばならない。ここにいう戊申は、淳熙一五年(一一八八)であって、孝宗の治世は、翌淳熙一六年二月に光宗に譲位して終わりを告げる。諸種の朱熹年譜によると、淳熙一五年の正月以後、孝宗は朱熹に対して、繰り返し、臨安に赴いて意見を奏上するように求めていた。朱熹は、何度も辞退を申し出ながら許されず、遂に六月壬申(七日)になって、上奏したのが、全部で五つの「奏劄」である。上奏した場所は、孝宗が寛いで政務を執る便殿としての延和殿であって、その「奏劄」の要点は、友枝龍太郎氏が纏めており、衣川強氏も友枝氏の纏めに沿った紹介をしている。²³⁾その主な主張は、裁判に関わる事柄と、軍事費捻出のために臨時に課税した経制錢や総制錢の徴収を廃止したり、江西の訴訟錢の廃止など実務に関わる問題であるけれども、「奏劄」の第一番目(「戊申延和奏劄一」)は、君主として統治に当てる心構えを説いており、そこに政治に何が大切かという朱熹の基本的姿勢を窺える。朱熹は、まず人倫の基本である三綱五常が統治の根幹であって、それ故に統治の基本は、民衆に

向かつて、それを明確にし、教化の補助として刑罰を躊躇いなく厳格に施すべきだと提示する（「蓋三綱五常、天理民彝之大節、而治道之本根也。故聖人之治、為之教以明之、為之刑以弼之」）。事実、近年、妻でありながら夫を殺害したり、一族の子弟が一族の年長者を殺害したり、佃戸でありながら地主を殺害しても、死刑を適用せずに流罪などの緩い処罰で済ましている。このような人倫の基本に悖る事柄を（「諸若此類涉於人倫風化之本者」）厳しく処罰しないのでは、どうして天道や人としての不変原理が亡ばないといえようかというのである（「天理民彝、幾何不至於泯滅」）。民衆の荒んだ状態を、人倫を貫徹させる補助としての刑罰を支えとしながら、民衆を教諭す必要を説く点に「論俗文」と通底する現状認識と方策を示しているといえよう。

同様の主張は、文集卷一二所載の「己酉擬上封事」にも見られる。これは、淳熙一六年（一一八九）二月二日、光宗が即位して、それほど時間が経たない際に新政を意識した意見表明、言い換えると、政治理念の表明といふべきものである²⁴。ただし、「擬」とあるので、実際には上奏しなかったとみるべきであるけれども、朱熹の、この時点での考え方を窺えよう。「封事」は、九項目に分けて意見表明しており、いずれも

帝王としての心構えや、これから進むべき方向性の提示に重心を置いているが、第八番目は、宰執を初めとする上に立つ者に対して、綱紀を肅正し、下にいる民衆（兆民）の「風俗」を奮い立たせるべきだと主張している。

同じく、新皇帝に対する意見表明という意味では、紹熙五年（一一九四）七月に光宗が病気を理由に退位させられ、光宗の次男の寧宗が即位した際に、短期間、新皇帝の侍講として行った講義にも見られる（卷一五「経筵講義」²⁵）。朱熹は、九月末に臨安郊外に到着して、一〇月一四日に進講を始め、閏一〇月下旬に罷免されて離京しているので、わずか一月少しの間の講義に過ぎなかった。一〇月一四日に開始された「経筵講義」は、『大学』を取り上げ、その「伝」の講義は閏一〇月になって行われたらしい²⁶。『大学』なので、無論、朱熹が、その核心と捉える「致知格物」から始まる八条目（格物・致知・誠意・正心・修身・齐家・治国・平天下）が講義の眼目となるだろう。講義の冒頭にその旨が語られ、当然ながら、徳性を涵養する修身が講義の眼目となる。講義の中盤で、人を治めるためには、まず何よりも自分自身の道徳的涵養が大事だと説いているのも、その理由からだろう（「蓋欲治人者、不可不先於治己」）。『修身』は、上は天子から下は庶民に至

るまで、誰であれ、何よりも心掛ければならぬ基本項目なのである（「自天子至於庶人、壹是皆以脩身為本」）。ところが、人びとは氣質の偏りが存在し、物欲に支配されやすく（但此人自有生而有血氣之身、則不能無氣質之偏以拘之於前、而又物欲之私以蔽之於後）、それを矯め邪な人間にならないように、古の聖王は学校を設けた（「是以古之聖王、設為学校、以教天下之人」）。学校が無ければ「風俗」が壊れ、才能ある人材が払底してしまうのである（「是以、風俗敗壞、人才衰乏」）。学校は風俗と密接に関わると主張している。ここには、漳州知事時代に各種の論告文を發布して民衆を勸諭した姿勢の根拠が示されているといえよう。

道徳を治政の要として位置付ける姿勢は、若い頃から一貫していた。既述のように、朱熹は紹興二十一年（一一五一）の銓試に合格した。そして、二四歳になった、紹興二十三年（一一五三）七月に福建泉州同安県の主簿（官物の出納を扱う職務）に着任してから、紹興二十七年（一一五七）一〇月に離任するまで（二八歳）、四年三か月もの間、同安県に在任しつづけた。宋代において、一任が三年という原則を超えての在任は、後任が到着しなかったからであるけれども、その間に朱熹なりに治政に努めた。『宋史』本伝には、その同安県主簿時

代に関して、優秀な人間を選び出して県学の学生とし、彼等を相手にして、如何に修身して統治に臨むかを教え諭し、更には婦女子が尼僧や女道士となることを禁止したとある（「選邑秀民充弟子員、日与講說聖賢修己治人之道、禁女婦之為僧道者」）。若いときから、朱熹の道学者として面目躍如たるものを窺える。文集卷二〇には、この同安県主簿時代のものとして、儀礼に則った婚姻をすべきであり、それこそが「風俗」を正すことになるという布告文を載せている（「申嚴昏礼状」²⁷）。民衆の風俗に関わることに深い関心を寄せていたのである。

（二）孝宗時代の政治的傾向

それでは、朱熹の地方政治に対する主張や姿勢は、彼が活躍の大部分を過ごした孝宗朝の政治と如何なる繋がりをもっていたのであろう。

一般的には、孝宗は、隆興元年（一一六三）五月に符離（安徽省宿県）の戦いで金に大敗して以来、内政に重点を移して、乾道・淳熙（一一六五～一一八九）に南宋の黄金時代を築き、以後、九〇年に及ぶ南宋王朝の基盤を作り出したといわれる。²⁸ それを象徴するのが、選徳殿の御坐の後ろにある衝立に、諸

道の監司・郡守の名前を書いて、それを眺め、地方官を任命する検討材料にしていたという逸話である。⁽²⁹⁾この逸話は世間に知られていたらしく、朱熹は弟子にその真偽を問われて、本当だと回答している。⁽³⁰⁾李心伝(一一六七～一二四四)も、孝宗は即位当初から政治に精励し、名実が一致した人物を登用したので、郡守や監司は地方政治に懸命に取り組んだという記事を載せている。⁽³¹⁾とくに治民のため、州知事の選任に心を砕いたと李心伝は伝える。⁽³²⁾李心伝は、誕生が孝宗の乾道三年(一一六七)であり、孝宗朝が終わった淳熙一六年には二三歳となっていた。同時代の人間として孝宗の治世を直接に見聞していたといえよう。清朝の乾隆・嘉慶時代に活躍した趙翼(一七二七～一八一四)も、孝宗の治世に言及し、宋代では初代の太祖ほどではないにしても、それに匹敵して、とくに地方の腐敗官僚に嚴罰を与えて政治に緊張感をもたせた皇帝だと評価している。⁽³³⁾

こうした孝宗朝の地方重視の姿勢は、上掲の李心伝も、孝宗の即位当初からだと指摘しているが、その様子は、『宋史』孝宗本紀(卷三三～三五)や元・闕名撰『宋史全文』⁽³⁴⁾などからも具体的に窺える。『宋史全文』成立は元初であり、元末に完成した『宋史』よりも編纂時期は早く、小論は、そこから

記事を少し拾ってみよう。紹興三二年、即位の翌月の七月には、民衆の喜びも悲しみも、ひとえに守令の双肩にかかっているの、土木工事で民衆の農事を奪ったり、裁判沙汰(「獄訟」)を増長させるような行為をしたり、邪な胥吏を放っておいたり、民衆の財産を奪って上司などに対する贈り物(「餉遺」)をしてはいけないなどという訓辞を含む詔勅を發布している(卷二三下、紹興三二年七月壬寅の条)。八月にも、朝廷の儀式や朝会の進行を司る閤門司の長官の孟思恭が収賄の罪で罷免された機会を捉えて、部使者(監司)に対して、民衆の暮らしに直結する州知事の動向に目配りするようにとの詔勅を發布している(卷二三下、紹興三二年八月丙寅の条)。元号が紹興から隆興と改められてからも、そうした地方の治世に関心を寄せる議論や布令が続いている。隆興元年(一一六三)三月、吏部は、監司の職務を定めた法令に従って、知県の能否を判断させ、知州が知県に推薦した人物が職務に堪えないと判明した場合、監司に知州を弾劾させるべきだと提言し、孝宗はそれを認めている(卷二四上、隆興元年三月癸丑の条)。六月には、守令と監司は実際に現場に赴いて農業を振興させるようにせよという勅令が下されている(卷二四上、隆興元年六月丁亥の条)。八月には守令は治世や教化にと

って大事な存在なので、交替を頻繁にさせず、少なくとも交替は二年経つてからにせよという詔勅が出されている（巻二四上、隆興元年八月丙寅の条）。これ以後も、地方官の任命を重視する詔勅が發布されているけれども、全てを網羅して列挙するのは煩雑にすぎるので、幾つかを選んで紹介する。乾道年間（一一六五―一一七三）に入ると、臣僚（中央の高官）から、州県の実務を経験しなければ、中央の清要な官職に任命すべきでないという意見が出てそれが許可されている（巻二四下、乾道元年七月辛亥の条、乾道二年五月庚申の条）。また、淳熙二年（一一七五）五月には治政を充分にさせるために、知県の任期を原則三年とし（巻二六上、淳熙二年五月己丑の条）、淳熙三年（一一七六）と淳熙四年（一一七七）には、地方官は節制に努め、民衆からの苛酷な取り立てを禁止するような提言や、それに従った布令・御筆（天子の直筆の命令文）が下されている（巻二六上、淳熙三年十月庚寅の条、淳熙四年二月甲申の条）。³⁵淳熙七年（一一八〇）六月には、監司・郡守の無能な下僚は祠禄官を与えろという詔勅が發布されている（巻二六下、淳熙七年六月甲午の条）。淳熙十一年、孝宗は清廉な地方官は得難い存在だと認定し、それを激励しようとしていた（巻二七上、淳熙十一年五月辛卯の条）。淳熙

一二年二月には、宮中で群臣と寛いで酒を飲み交わす席で、孝宗は良い守令を配置するには監司の選任が重要だと述べている（巻二七下、淳熙一二年二月丁卯の条）。

光宗朝になっても朱熹は、前述のように漳州知事など地方政治の実務に就いていたが、光宗の五年間の治政（淳熙一六年二月から紹熙五年七月まで）は、光宗自身が病身で、政務を充分に執れないこともあって、『宋史全文』には、目立った地方政治をめぐる議論を見出せない。

結語

小論が取り上げたのは、朱熹の「論俗文」である。「論俗文」は北宋中期頃から見られるけれども、とりわけ南宋の「論俗文」は、道学派に近かったり、その系統に連なる士大夫・士人が多く作成している。「論俗文」の嚆矢と目されるのは、北宋の陳襄の「勸論文」であり、彼は道学派ではないけれども、それに近い人物だと言われている。³⁶朱熹は、陳襄の「勸論文」を漳州知事だった時期に論俗文の典型として推奨し、それに多少の解説を付けて管下の各県に頒布し、以後、陳襄の「勸論文」は「論俗文」の模範として知られていた。それは、

呂大鈞の「呂氏郷約」が矢張り朱熹に顕彰されて、郷約の典型として後世に影響を与えたと同様の道を辿っていったと思われる。

小論は、道学的な粉飾を施されて、その後の時代に「論俗文」として伝播する契機となった朱熹自身の「論俗文」が、どのような時代の背景の下に作成されたかを主要な目的として論述してきた。朱熹の「論俗文」は、淳熙六年（一一七九）三月に着任した南康軍（江西省星子県）の知事時代と、紹熙元年（一一九〇）四月に着任した漳州（福建省漳州市）の知事時代に論告された。それらは、民衆に対する教化を主眼とし、同時期に公布された農業振興を申し渡す「勸農文」にも、教化の内容を含んでいた。しかも、漳州時代の「勸農文」は、教化の一環として、昇官発財という実利を好餌にした勸学をも加味した勸諭をも含み込んでいた。

「論俗文」に通底する、極めて倫理的な主張は、彼が折りに触れて皇帝、とりわけ孝宗に向けて上奏して公言した内容と一致していた。孝宗から光宗、光宗から寧宗への代替わり際際しても、機会を捉えて同様の主張が展開されていた。他方で、王朝側から見ても、孝宗は、その即位当初から地方を重視する施策を前面に掲げ、そのために監司や守令の人事の

大切さを繰り返し言明していた。孝宗の政治方針と、朱熹の「論俗文」に象徴される思想とは、表裏一体の関係にあったのである。朱熹と同時代人であり、道学派とは直接の関係の無い詩人の陸游（一一二五～一二〇九）でさえ、浅見洋二氏に拠ると、地方生活を詠った「田園詩」を多く残し、勸善と教化を説く「勸農文」や、「論俗文」に通底する『孝経』庶人章に興味を示していたといわれ、やはりこうした時代を背景にしているかも知れない。³⁷一方、朱熹に焦点を当てると、この頃から、道学派が政治の舞台でも目立ってきた現象と連関していたであろう。孝宗朝では、周知のように、道学派と反道学派の論争が朝廷でもなされ、それはやがて寧宗朝の、韓侂胄による道学派禁止（慶元の党禁）に発展してゆくのである。³⁸

このような状況下において、朱熹は、前節でも紹介したように、孝宗朝末期の淳熙一五年（一一八八）六月に、治民の根本は人倫に基礎を置き、そのために正しく刑罰を執行するようにという統治者の心構えを重視する上奏を行った（『戊申延和奏劄一』）。『宋史』卷四二九の朱熹本伝には、それを長々と引用している。そして、その引用文の後に、夜遅くになって就寝していた孝宗は起き出して、灯りをつけ、その上奏文を最後まで読み通したと記している。『宋史』本伝の叙述は、そ

ここまでであるけれども、『宋史全文』は、この逸話の紹介の後に、そのとき、すでに孝宗は政治に飽きて、光宗に譲位する気持ちがあったと付け加えている（時上已有倦勤之意、蓋將以為燕翼之謀」卷二七下、淳熙十五年十二月（日付の干支は無い）の条）。その後、朱熹の祠禄官任命の希望を叶えているので、要するに、朱熹の折角の上奏文にも拘わらず、孝宗の気持ちを変えなかったようである。

孝宗と朱熹の間の関係はどうだったかという点、崔英超氏は、孝宗が朱熹に対して、一貫して偏見を抱いていたと指摘している。³⁹確かに、『宋史全文』の記事によると、乾道九年の時点で、孝宗は右丞相の梁克家の意見を受け、更には自分の体験をも踏まえて、博学であっても、有用性の無い議論を展開する朱熹に飽き足りないものを感じていたのである。⁴⁰孝宗施政の最後の時点になっても、朱熹の道德倫理ばかりを強調する態度に実務家としての有用性は諦めていたというべきであろう。このように見えてくると、朱熹の「論俗文」は、孝宗朝の地方を重視する体制と揆を一にして発布されており、論俗の内容は地域の状況を含めた現実を踏まえていたとはいうものの、その「論俗文」の、道德を前のめりに強調しすぎる姿勢は、現実政治からは少しずれていたのかも知れない。

それでは、論俗文に示されるような民衆教化の姿勢は、朱熹の思想体系と如何なる関連性があるのだろうか。小論では、この点を十分に扱えなかったし、そもそも宋学の展開や朱熹の思想体系に疎い私の手に余る課題かも知れない。それでも、螭螂の斧に似た試みを別の機会に多少ともして見る必要はあるだろう。

註

- (1) 衣川強『宋代官僚社会史研究』（汲古書院、二〇〇六年）「第四章 官僚朱熹——朱子小伝」、同『朱熹』（白帝社、中国人物選第七卷、一九九四年）。
- (2) 友枝龍太郎「朱子の思想形成」（春秋社、一九六九年）「第三章 第二節 格物説と政治的実践」。ここにいう「格物」説は、言うまでもなく、朱熹が重視した『大学』の八条目（格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・治国・平天下）を指している。
- (3) 木村英一「ジツテと朱子の学」（『東方学報』京都二二、一九五三年）。
- (4) 清水盛光『中国郷村社会論』（岩波書店、一九五一年）「第二篇 第三章 教化の組織と郷党道德」、高橋進『無為自然から作為積極へ——唐宋間における思想の展開とその歴史的 성격』（文理書院、一九六五年）「第三篇第十章 郷村社会の人倫構造——とくに北宋を中心として」。
- (5) 拙稿「宋代の『論俗文』」（宋代史研究会 編『宋代の政治と社

会』汲古書院、一九八八年)。なお、私は「論俗文」に関連した以下の論文や訳注を公表している。「宋代の『勸学文』」(柳田節子先生古稀記念『中国の伝統社会と家族』汲古書院、一九九三年)、「蔡襄の論俗文」(『名古屋大学東洋史研究報告』二五、二〇〇五年)、「宋代地方官と民衆——真徳秀を中心として」(河合文化教育研究所『研究論集』一〇、二〇〇二年)、「宋代地方官の民衆善導論——『琴堂論俗編』訳注」(知泉書館、二〇〇九年)。

(6) 前掲、清水盛光『中国鄉村社会論』に、「いづれにせよ、呂氏郷約は、その原形よりもむしろ朱子増損呂氏郷約として世に知られてゐる。(中略) その場合の呂氏郷約は、多分すでに朱子の増損を経た呂氏郷約であつて、その原形のままのものではなかつたと考へられる」(三四六頁)と述べている。陳襄『勸論文』は、「揭示古霊先生勸論文」として、『晦庵先生朱文公文集』巻一〇〇に掲載されている。

(7) 梅原郁氏の研究によると、銓試は、恩蔭出身者に対して、宋初から実施されていたが、科擧合格下位者にも適用されるようになったのは、熙寧六年(一〇七三)頃からであり、そして、南宋では、進士第五甲や特奏名を銓試の対象者としていたという(同氏著『宋代官僚制度研究』同朋舎、一九八五年、四五九〜四六七頁)。なお、紹興一八年の科擧及第者名簿(『紹興十八年題名録』『粵雅堂叢書』などに所収)が残っており、朱熹の合格順位が判明する。

(8) 楊万里『誠齋集』巻一一三「淳熙薦士録」の朱熹の項に、「学伝二程、才雄一世。雖賦性近於狷介、臨事過於果銳、若処以儒学之官、涵養成就、必為異才」とある。「淳熙薦士録」に關しては、拙著『南宋江西吉州の士大夫と宗族・地域社会』(汲古書院、二〇〇二年)第四章「楊万里の家族と地域社会」を参照。

(9) 小島毅氏は、朱熹の思想伝播に印刷が大きく関わっており、そ

して、朱熹は、自分の思想を伝える手段としての印刷に多大な関心を寄せていたと指摘している(『朱子学の展開と印刷文化』伊原弘・小島毅 編『知識人の諸相——中国宋代を起点として』勉誠出版、二〇〇一年所収)。

(10) 『朱熹文集編年評注』の画期性については、三浦國雄「朱子研究の大伽藍成る」(『東方』四八〇、二〇〇二年五・六合併号)に簡にして要を得た説明がなされている。

(11) 『輿地紀勝』巻二五(江南東路、南康軍)「軍沿革」。また、南康軍設置の軍事上・交通上の重要性に關しては、許懷林「江西通史 五(北宋卷)」(江西人民出版社、二〇〇八年) 八・九頁を参照。

(12) なお、四部叢刊本は、「知南康榜文」も「又牒」も日付は記していないけれども、『朱熹文集編年評注』は、いずれも題名下に、「淳熙六年四月」と記す(第十一冊四五九八頁・四六〇〇頁)。以下、とくに断りが無い限り、文集所収の文章の年次は、この『朱熹文集編年評注』に依拠する。

(13) 吉川忠夫氏は、六朝期に、士大夫の間に、仏典の代わりに『孝經』を誦誦する風氣が受容されていたことを明らかにしている(同氏著『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年、「第十五章 六朝時代における『孝經』の受容」)。

(14) 『勸農文』に關しては、宮澤知之「南宋勸農論——農民支配のイデオロギ」(中国史研究会 編『中国史像の再構成——国家と農民』文理閣、一九八三年、同氏著『宋代社会経済史論集』汲古書院、二〇〇二年所収)が丁寧に論じており、「勸農文」が農業を阻害する行為を厳しく咎める教化の側面をもっていたと指摘している。

(15) 『建炎以来繫年要録』巻一七九、紹興二八年正月戊子の条に、「殿中侍御史葉義問言、州县每歲出郊勸農、置酒宴会、其実擾人、

乞罷置酒之礼、戸部請自今止許守令出郊、仍以中春望日、不得因而飲酒、從之」とある。研究としては、前掲、宮澤知之「南宋勸農論——農民支配のイデオロギー」、周藤吉之「宋代経済史研究」（東京大学出版会、一九六二年）「一 南宋の農書とその性格——特に王楙『農書』の成立と関連して」を参照。

(16) 福建は、浙江と並んで仏教が盛行していたことは、福州の場合を中心として、竺沙雅章『中国仏教社会史研究』（同朋舎、一九八二年）「第四章 福建の寺院と社会」や黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』（台湾・学生書局、一九八九年）「第四章 宋代佛教社会的仏教寺院与社会経済的關係」に明瞭に示されている。

(17) 『朱子語類』巻二一九「自国初至熙寧人物」に、「道夫云、只如『古壺先生』論俗一文、極為平正簡易。曰、許多事都説尽、也見他一箇胸襟尽包得許多」とある（中華書局、点校本、第八冊三〇九一頁）。

(18) 真徳秀『西山先生真文忠公文集』巻四〇「潭州論同官咨目」に、「昔密学陳公襄為仙居宰、教民以父義母慈、兄友弟恭、而人化服焉」とある。なお、「潭州論同官咨目」は、明刻本『名公書判清明集』巻一「官吏門」にも掲載されているので、恐らく、『名公書判清明集』によって、陳襄の「勸諭文」の存在が南宋時代に更に知られる契機となったと思われる。

(19) 『北溪大全集』巻四三「上趙寺丞論淫祀」、同書四七「上傳寺丞論民間利病六条」上傳寺丞論淫戯」。この陳淳の記述を使用して、南宋潭州の地方演劇を論じたものとして、田仲一成「南宋時代の福建地方演劇について」（『日本中国学会報』二二、一九七〇年）があり、簡単には同氏『中国演劇史』（東京大学出版会、一九九八年）三・三九頁に紹介がある。なお、陳淳が朱熹に直に教えを請うた時期に関して、東景南『朱熹年譜長編』紹熙元年十一月十八日の条には（下巻一〇二頁）、「北溪陳淳来受学」とある。こ

の年、朱熹は六一歳であるが、朱熹の交流関係を丹念に辿った市來津由彦『朱熹門人集団形成の研究』（創文社、二〇〇二年）は六二歳としている（三六二頁）。

(20) 私は、以前の論文において、漳州「勸農文」が勸学の要素を取り入れていることを指摘している（前掲拙稿「宋代の『勸学文』」）。

(21) 「建炎以來繫年要録」巻二〇〇、紹興三二年六月丙子の条、甲申の条、「宋史全文」巻二三下、紹興三二年六月丙子の条、甲申の条を参照。

(22) 『晦菴先生朱文公文集』巻十一「壬午応詔封事」。なお、この「封事」の冒頭に「八月七日」とあって、朱熹が上奏した日付が記されている。

(23) 『宋史』巻一五四（輿服志）「宮室」に、「中興、服御惟務簡省、宮殿尤朴。（中略）（淳熙）八年秋、又改後殿攤舍為別殿、取旧名、謂之延和殿、便坐視事則御之」とある。このときの朱熹の上奏の簡単な紹介は、前掲、友枝龍太郎『朱子の思想形成』三〇頁、前掲、衣川強『宋代官僚社会史研究』二四一・二四二頁。

(24) 『朱熹文集編年評注』（第三冊八二頁）題字下に、「淳熙十六年春」と注記し、同書同冊八二〇頁の「編年」には、正確な月日は判明しないが、光宗が即位した二月二日からあまり時間を経ていない時期だと記している。

(25) 『朱熹文集編年評注』（第三冊八八一頁）題字下に、「紹熙五年十月」とある。

(26) 『朱熹年譜長編』は、元・闕名『兩朝綱目備要』などを根拠に、『大学』の講義は一〇月一四日に行われたとする（巻下一五七・一一五八頁）。「朱熹文集編年評注」は、「経筵講義」の題字下の夾注も（第三冊八八一頁）、それを受けた「編年」（同冊九〇〇頁）も、一〇月と記すだけである。その理由を「編年」は、『大学』の講義が一〇月になされたが、閏一〇月になって、更に『大学』の

「伝」が講義され、文集は、それらを整理して載せたものであつて、したがって「経筵講義」は、一〇月に置くのが良いと記している。

(27) 『朱熹文集編年評注』(第三冊一〇六七頁)の、「申嚴昏礼状」に關する「編年」には、『朱熹年譜長編』が王懋竑『朱子年譜』に依拠して、この布告文を紹興二五年に繫年しているが(巻上一九三頁)、その確かな根拠は存在せず、朱熹が同安県主簿として在任していた紹興二三年七月から紹興二六年七月の間とすべきだと主張している。

(28) 符離の戦いについては、陳国燦・方如金『宋孝宗』(吉林文史出版社、一九九七年、一〇五〜一四頁)、何忠礼『宋代政治史』(浙江大学出版社、二〇〇七年、四一七〜四二三頁)、同『南宋全史(一)』(上海古籍出版社、二〇一五年、三三五〜三四〇頁)などに詳細に記述され、この戦いの後の孝宗朝全体の評価に關しては、寺地遵『南宋初期政治史研究』(漢水社、一九八八年、四七八・四七九頁)や、孝宗朝の政治的特色を時期ごとに区切って詳細に論じたGong Weilai(江偉愛)、『The Reign of Hsiao Tung (1162-1189)』(Cambridge History of China, vol. 5, part one, Cambridge UP, 2009)を参照。孝宗の内政重視に關しては、陳国燦・方如金『宋孝宗』(一八八〜二二三頁)に丁寧論じられている。

(29) 『宋史』卷三三三、孝宗本紀、乾道元年七月癸丑の条に、「輔臣晚對選德殿、御坐後有大屏、記注諸道監司・郡守姓名、因命都堂視此書之」とある。なお、『宋史』卷一五四(輿服志)「宮室」によると、選德殿は淳熙初に造られたとあつて、それより以前の、孝宗本紀、乾道元年七月癸丑の条と齟齬している。それは、ともかく、選德殿の御坐近くの屏風に監司や郡守の名前を書いていたという逸話は、前掲、陳国燦・方如金『宋孝宗』にも紹介されている。

る(二〇二頁)。

(30) 『朱子語類』卷二二七「孝宗朝」に、「問、或言孝宗於內殿置御屏、書天下監司帥臣郡守姓名、作揭貼於其上、果否。曰、有之。云々」とある(前掲、点校本、第八冊三〇六〇頁)。

(31) 李心伝『建炎以來朝野雜記』甲集卷五「孝宗總核名実」に、「孝宗總核名実、於官職未嘗妄授」とあり、また同書乙集卷三「孝宗論士大夫微有西晋風」に、「孝宗初立、励精庶政、至於財用大計、尤所經心、或時呼版曹吏入禁中驅磨賦財、諸庫皆有簿要、多自檢視。(中略)奏曰、(中略)曩時虛名之俗誠是太勝、自陛下行總覈名実之政、身化臣下、頃年以來、士風為之一變。三館、兩學之士、出為郡守・監司、無不留意民事、留意財計、往往皆有能声。此聖主責実之効」とある。

(32) 『建炎以來朝野雜記』甲集卷五「淳熙臧否郡守」に、「孝宗留意治民、紹興三十二年十一月丙申、首詔言諸路帥臣・監司、每日悉具部内知州知行臧否、連衡聞奏。後以多事不克行。淳熙八年閏三月辛巳、復命監司・帥臣、歲以所属郡守臧否来上、皆著事実、即考察不公者、御史劾之。云々」とあり、また同書甲集卷六「慶元罷臧否」には、「孝宗淳熙中、始嚴監司臧否郡守之令、既申牧伯・部使者數人稽緩之罰。云々」とある。

(33) 趙翼『廿二史劄記』卷二四「宋初嚴懲臧吏」に、「惟孝宗時、上元県李允弁犯臧貧死、杖脊刺面配惠州牢城、籍其貲、失察上司俱降黜。(中略)是時法令雖比国初稍輕、而從積玩之後、有此整飭、風氣亦為之一變。(中略)然則是二帝〔太祖と孝宗〕者、可謂知所務者哉」とある。

(34) 汪聖鐸(点校)『宋史全文』(中華書局、二〇一六年)「点校說明」(一〇頁)。

(35) 藤本猛氏は、御筆、つまり天子の直筆の命令文は北宋の神宗朝の「内降手詔」に由来し、皇帝の独裁制を強める働きをしたと論

野している。

じ、孝宗も、その手法を積極的に採用したと論じている（同氏著『風流天子と「君主独裁制」——北宋徽宗朝政治史の研究』京都大学学術出版会、二〇一四年）「序章第三節 皇帝直筆の命令文書——御筆手詔の登場」「第七章 『武臣の清要』——南宋孝宗朝の政治状況と閹門舍人」。

（こばやし よしひろ 東海大学名誉教授）

(36) 土田健次郎「陳襄の思想とその周辺——道学形成史の一視点として」（『東方学』七五、一九八八年）、同『道学の形成』（創文社、二〇〇二年）「第一章第三節 陳襄——地方の状況」参照。

(37) 陸游の「田園詩」と「勸農文」や『孝経』庶人章との関係は、浅見洋二「陸游詩中田園与国家——以《耕織図詩》及勸農文・論俗文為綫索」（衣若芬 編『五声十色・文図学視聽進行式』台湾・文図学会、二〇二二年）参照。浅見氏は、この論文の要点を、同氏著『陸游』（明治書院、新釈漢文大系・詩人編、二〇二二年）「解説」と、「士」と「農」、「勸農」と「躬耕」——陸游とその田園詩について」（『アジア遊学〈宋代とは何か〉』二七七、二〇二二年）にも記している。なお、「論俗文」が『孝経』庶人章を踏まえていることは、前掲、拙稿「宋代の『論俗文』」を参照。

(38) 崔英超「宰相群体与南宋孝宗朝政治」（暨南大学出版社、二〇一四年）一八九～一九九頁。

(39) 崔英超「宰相群体与南宋孝宗朝政治」一八一頁。

(40) 『宋史全文』卷二五下、孝宗四、乾道九年五月己未の条に、「梁克家奏、朱熹博学有守、而安於静退、屢召不起、執政俱称之。或曰熹学問淹該、但泥於所守、差少通耳。上曰、士大夫雖該博、然亦須諳練疏通、如朕在潜邸、但知讀書為文、及即位以来、今十余年、諳歷物情世故、豈止讀書為文所能該貫。雖博学、要須為有用乃可。云々」とある。なお、徐自明（王瑞来校補）『宋宰輔編年録校補』（中華書局、一九八六年）によると、梁克家は、乾道八年二月に右丞相となり、翌、乾道九年一〇月に右丞相を辞めて下

